

公的個人認証利用規約

1. 公的個人認証サービスは、マイナンバーカードの I C チップに搭載された電子証明書を利用し、本人確認書類の偽造や他人によるなりすまし、データの改ざんといった不正を防止することで安全かつ確実な本人確認を実現するサービスです。本サービスの利用に際し、マイナンバーカードと「署名用電子証明書パスワード (6桁~16桁の英数字)」、「券面事項入力補助用パスワード (4桁の数字)」が必要です。
2. 「署名用電子証明書パスワード」、「券面事項入力補助用パスワード」を失念した場合は、住民票のある市区町村にて初期化申請を行う必要があります。詳細につきましては、市区町村にお問い合わせください。
3. 「署名用電子証明書パスワード」、「券面事項入力補助用パスワード」は他人に教えないでください。
4. 当金庫は、署名用電子証明書または利用者証明用電子証明書の有効性確認を行うために、認証業務情報 (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成 14 年法律第 153 号) 第 44 条に規定する認証業務情報をいう) を利用します。

以上